○総務省令第五号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十四日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。 ［一・二　略］ 三　第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの ［イ・ロ　略］ （書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） **第二十二条の二の九**　法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 ［一～三　略］ 四　前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、番号ポータビリティのために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件） **第二十三条の六**　法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件 （第二種指定電気通信設備との接続箇所） **第二十三条の九の四**　法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所	（基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの ［イ・ロ　同上］ （書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） **第二十二条の二の九**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、当該電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、同種の役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようにするための措置の適用に通常要する費用として総務大臣が別に告示する額 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件） **第二十三条の六**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　法第四十一条第一項の技術基準又は法第五十条第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件 （第二種指定電気通信設備との接続箇所） **第二十三条の九の四**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所